

入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
日光森林管理署長 金子 直樹 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名
(代理人)
氏名

入札件名：令和8年度日光森林管理署及び塩那森林管理署公用自動車の点検等業務

入札金額：¥
ただし、項目別単価は、別紙内訳書のとおり

上記のとおり、関東森林管理局署等競争契約入札心得及び入札公告を承知の上、入札いたします。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 再度入札を考慮して入札書及び別紙内訳書は余分に用意すること。
- 4 単価及び金額の訂正はしないこと。
- 5 内訳と計算した総価が相違している入札は無効とするので注意すること。

別紙

入札内訳書

(単位:円)

件名(項目)		数量	単位	単価	金額
自動車重量税	乗用自動車(自家用) エコカー減免適用なし 車両重量1t以下 1年	4	台		
自動車重量税	乗用自動車(自家用) エコカー減免適用なし 車両重量1t以下 2年	2	台		
自動車重量税	乗用自動車(自家用) エコカー減免適用なし 車両重量1.5t以下 2年	5	台		
自動車重量税	乗用自動車(自家用) エコカー減免適用なし 車両重量2t以下 2年	3	台		
自動車重量税	乗用自動車(自家用) エコカー減免適用なし(13年経過) 車両重量1.5t以下 2年	1	台		
自動車重量税	乗用自動車(自家用) エコカー減免適用なし(13年経過) 車両重量2t以下 2年	0	台		
自動車重量税	乗用自動車(自家用) エコカー減免適用なし(18年経過) 車両重量1.5t以下 2年	1	台		
自動車重量税	乗用自動車(自家用) エコカー減免適用 車両重量1.5t以下 2年	1	台		
自動車重量税	小型貨物自動車(自家用) エコカー減免適用なし 車両重量2.5t超3t以下 1年	0	台		
自動車重量税	小型貨物自動車(自家用) エコカー減免適用なし 車両総重量3t超4t以下 1年	0	台		
自動車重量税	小型貨物自動車(自家用) エコカー(本則税率) 車両総重量3t超4t以下 1年	1	台		
自動車重量税	検査対象軽自動車(自家用) エコカー(本則税率) 2年	1	台		
自動車重量税	検査対象軽自動車(自家用) エコカー減免適用なし 2年	1	台		
自動車重量税計(A)		20	台		
自賠償保険料	乗用自動車(自家用) 本土 24ヶ月契約	5	台		
自賠償保険料	検査対象軽自動車 本土 24ヶ月契約	4	台		
自賠償保険料	小型貨物自動車(自家用) 本土 12ヶ月契約	1	台		
自動車損害賠償責任保険料計(B)		10	台		
定期点検	12ヶ月点検基本料(軽自動車)	3	台		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1t以下)	6	台		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1t超1.5t以下)	12	台		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1.5t超2t以下)	0	台		
定期点検	車内及び外回り洗浄	21	台		
定期点検	車両陸送	21	往復		
継続検査 (車検)	24ヶ月点検基本料(軽自動車)	6	台		
継続検査 (車検)	24ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1t以下)	2	台		
継続検査 (車検)	24ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1t超1.5t以下)	10	台		
継続検査 (車検)	24ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1.5t超2t以下)	1	台		
継続検査 (車検)	12ヶ月点検基本料 (小型貨物自動車:車両総重量2.5t超3t以下)	0	台		
継続検査 (車検)	12ヶ月点検基本料 (小型貨物自動車:車両総重量3t超4t以下)	1	台		
継続検査 (車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄(軽自動車)	6	台		
継続検査 (車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (乗用自動車:車両重量1t以下)	2	台		
継続検査 (車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (乗用自動車:車両重量1t超1.5t以下)	10	台		

(単位:円)

件名(項目)		数量	単位	単価	金額
継続検査 (車検)	エンジン及び下回リスチーム洗浄 (乗用自動車:車両重量1.5t超2t以下)	1	台		
継続検査 (車検)	エンジン及び下回リスチーム洗浄 (小型貨物自動車:車両総重量2.5t超3t以下)	0	台		
継続検査 (車検)	エンジン及び下回リスチーム洗浄 (小型貨物自動車:車両総重量3t超4t以下)	1	台		
継続検査 (車検)	下回リ塗装(軽自動車)	6	台		
継続検査 (車検)	下回リ塗装 (乗用自動車:車両重量1t以下)	2	台		
継続検査 (車検)	下回リ塗装 (乗用自動車:車両重量1t超1.5t以下)	10	台		
継続検査 (車検)	下回リ塗装 (乗用自動車:車両重量1.5t超2t以下)	1	台		
継続検査 (車検)	下回リ塗装 (小型貨物自動車:車両総重量2.5t超3t以下)	0	台		
継続検査 (車検)	下回リ塗装 (小型貨物自動車:車両総重量3t超4t以下)	1	台		
継続検査 (車検)	室内及び外回り清掃	21	台		
継続検査 (車検)	車両陸送(塩那森林管理署から往復)	10	往復		
継続検査 (車検)	車両陸送(日光森林管理署から往復)	11	往復		
継続検査 (車検)	保安確認検査料(軽自動車)	6	台		
継続検査 (車検)	保安確認検査料(軽自動車以外)	15	台		
継続検査 (車検)	継続検査代行	21	台		
作業料金計(C)					
(A) + (B) + (C) =					

内訳

非課税 計 (A) + (B)	=	円
課税対象 計 (C)	=	円
計		円 ← 入札金額と一致
消費税 (C) × 0.1	=	円
合 計		円

※ 作業料金は消費税を除き計上すること。

※ 自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料の額は、法令等で定められた額を記載すること。

※ 車種によって料金が異なる場合は、適宜欄を追加すること。

※ 車両陸送は全て自走で見込むこと。また、契約書別紙3「自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表」の全車両を対象とし、全車平均的に見込み、1往復当たりの単価及び総価を記載すること。